

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

2 根拠法令

統計法（昭和22年法律第18号）（指定統計第13号）

統計法施行令（昭和24年政令第130号）

学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

3 調査の範囲

- (1) 学校教育法第1条による小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園
- (2) 同法第124条による専修学校
- (3) 同法第134条による各種学校
- (4) 同法第18条による不就学学齢児童及び不就学学齢生徒

4 調査期日

平成20年5月1日現在

ただし、卒業後の状況調査に関しては、平成20年3月卒業者について、平成20年5月1日現在

5 調査方法・種類

- (1) 全数調査
- (2) 調査の種類及び調査事項

調査の種類	調査事項	申告者
学校調査	学校の名称、種類及び所在地、園児・児童生徒数、学科・課程又は学級に関する事項、教職員数、生徒の入学状況等	学校の長
卒業後の状況調査	学校の名称、種類及び所在地、卒業後の進学・就職等の状況等	学校の長
学校通信教育調査	学校の名称及び所在地、生徒の在籍状況、学科・課程に関する事項、教職員数、生徒の入学・退学及び単位修得の状況等	学校の長
不就学学齢児童生徒調査	教育委員会の名称及び所在地、学齢児童生徒の就学免除及び猶予の状況、1年以上居所不明者数、平成19年度間の死亡者数	市町村教育委員会
学校施設調査	学校の名称、種類及び所在地、学校建物面積及び学校土地面積	設置者

6 本年度調査の変更点

◎学校基本調査要綱

- (1) 「Ⅰ 調査の目的」, 「調査の方法」及び「調査票の作成, 配布等」において, 公立大学法人の設置する高等専門学校を含めるよう規定する。
- (2) 「Ⅱ 調査の範囲」及び「Ⅳ調査票の作成, 配布等」の学校規定順について, 幼稚園を最初に変更する。
- (3) 「Ⅲ 調査事項」において, 「児童, 生徒, 学生又は幼児」を「幼児, 児童, 生徒及び学生」と変更する。
- (4) 「Ⅶ 調査票等の提出」の, 「都道府県集計表等」を「その他の関係書類」と変更する。
- (5) 電子調査票収集システムに関する届出様式について, 別紙1～3号を廃止する。

◎調査票

(1) 学校調査票 (小学校)

- 「6 教員数」, 「8 「6」の本務者のうち休職等教員数 (再掲)」, 「11 「6」及び「7」の本務者のうち産休代替等教職員数 (再掲)」に, 「副校長」, 「主幹教諭」, 「指導教諭」を追加する。
- 「9 「6」の本務者のうち教務主任等の数 (再掲)」の「75条の学級担当教員」及び「14 学年別学級別児童数」の「75条の学級」を, それぞれ「特別支援学級担当教員」, 「特別支援学級」と変更する。
- 「15 「14」の児童数のうち帰国子女数 (再掲)」の「帰国子女数」を, 「帰国児童数」と変更する。
- 「15 「14」の児童数のうち帰国子女数 (再掲)」の「左記のうち終戦前から外地居住者の子女数 (再掲)」を, 「左記のうち終戦前から外地居住者の子どもの数 (再掲)」と変更する。

(2) 学校調査票 (中学校)

- 「7 教員数」, 「9 「7」の本務者のうち休職等教員数 (再掲)」, 「12 「7」及び「8」の本務者のうち産休代替等教職員数 (再掲)」に, 「副校長」, 「主幹教諭」, 「指導教諭」を追加する。
- 「10 「7」の本務者のうち教務主任等の数 (再掲)」の「75条の学級担当教員」及び「15 学年別学級別生徒数」の「75条の学級」を, それぞれ「特別支援学級担当教員」, 「特別支援学級」と変更する。
- 「16 「15」の生徒数のうち帰国子女数 (再掲)」の「帰国子女数」を, 「帰国生徒数」と変更する。
- 「16 「15」の生徒数のうち帰国子女数 (再掲)」の「左記のうち終戦前から外地居住者の子女数 (再掲)」を, 「左記のうち終戦前から外地居住者の子どもの数 (再掲)」と変更する。

(3) 学校調査票 (高等学校) (2-1)

- 「13 教員数」, 「14 「13」の本務者のうち休職等教員数 (再掲)」, 「18 「13」及び「19」の本務者のうち産休代替等教職員数 (再掲)」に, 「副校長」, 「主幹

- 教諭」,「指導教諭」を追加する。
- (4) 学校調査票 (高等学校) (2-2)
- 「23「21」の本科の生徒数のうち帰国子女数 (再掲)」の「帰国子女数」を,「帰国生徒数」と変更する。
 - 「23「21」の本科の生徒数のうち帰国子女数 (再掲)」の「左記のうち終戦前から外地居住者の子女数 (再掲)」を,「左記のうち終戦前から外地居住者の子どもの数 (再掲)」と変更する。
- (5) 学校調査票 (中等教育学校) (2-1)
- 「10 教員数」,「12「10」本務者のうち休職等教員数 (再掲)」,「15「10」及び「11」の本務者のうち産休代替等教職員数 (再掲)」に,「副校長」,「主幹教諭」,「指導教諭」を追加する。
 - 「13「10」の本務者のうち教務主任等の数 (再掲)」の「75条の学級担当教員」を「特別支援学級担当教員」と変更する。
- (6) 学校調査票 (中等教育学校) (2-2)
- 「18 学年別学級別生徒数」の「75条の学級」を,「特別支援学級」と変更する。
 - 「22「18」及び「19」の本科の生徒数のうち帰国子女数 (再掲)」の「帰国子女数」を,「帰国生徒数」と変更する。
 - 「22「18」及び「19」の本科の生徒数のうち帰国子女数 (再掲)」の「左記のうち終戦前から外地居住者の子女数 (再掲)」を,「左記のうち終戦前から外地居住者の子どもの数 (再掲)」と変更する。
- (7) 学校調査票 (特別支援学校) (4-1)
- 「6 教員数」,「9「6」の本務者のうち休職等教員数 (再掲)」,「12「6」及び「7」の本務者のうち産休代替等教職員数 (再掲)」に,「副校長」,「主幹教諭」,「指導教諭」を追加する。また,「10「6」の本務者のうち教務主任等の数 (再掲)」に,「主幹教諭」,「指導教諭」を追加する。
- (8) 学校調査票 (特別支援学校) (4-2)
- 「15 (1) 小学部の学級別在学者数」の「障害種別」について,重複障害学級の場合には,主たる障害の該当する欄に「1」を,併せ持つ障害の該当する欄に「2」を記入するように変更する。
- (9) 学校調査票 (特別支援学校) (4-3)
- 「15 (2) 中学部の学級別在学者数」及び「15 (3) 幼稚部の学級別在学者数」の「障害種別」について,重複障害学級の場合には,主たる障害の該当する欄に「1」を,併せ持つ障害の該当する欄に「2」を記入するように変更する。
- (10) 学校調査票 (特別支援学校) (4-4)
- 「15 (4) 高等部の学級別在学者数」の「障害種別」について,重複障害学級の場合には,主たる障害の該当する欄に「1」を,併せ持つ障害の該当する欄に「2」を記入するように変更する。
- (11) 学校調査票 (幼稚園)
- 「6 教員数」,「8「6」の本務者のうち休職等教員数 (再掲)」,「9「6」及び「7」の本務者のうち産休代替等教職員数 (再掲)」に,「副園長」,「主幹教諭」,「指導教諭」

- を追加する。また、「10「6」の本務者のうち教務主任等の数（再掲）」に、「主幹教諭」、「指導教諭」を追加する。
- (12) 学校通信教育調査票（高等学校）（2－1）
- 「10 教員数」,「11「10」の本務者のうち休職等教員数（再掲）」,「14「10」及び「15」の本務者のうち産休代替等教職員数（再掲）」に、「副校長」,「主幹教諭」,「指導教諭」を追加する。
- (13) 卒業後の状況調査票（中学校）
- 「8「7」の卒業者総数のうち75条の学級卒業者の進路状況（再掲）」の「75条の学級」を、「特別支援学級」と変更する。
- (14) 卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）（4－2）
- 「12 就職先の産業別就職者数」の産業別分類について、次のとおり変更する。
 - ・「農業」と「林業」を「農業, 林業」と統合する。
 - ・「鉱業」を「鉱業, 採石業, 砂利採取業」に変更する。
 - ・「運輸業」に「郵便業」を追加し,「運輸業, 郵便業」に変更する。
 - ・「卸売・小売業」を「卸売業, 小売業」に変更する。
 - ・「金融・保険業」を「金融業, 保険業」に変更する。
 - ・「不動産業」に「物品賃貸業」を追加し,「不動産業, 物品賃貸業」に変更する。
 - ・「学術研究, 専門・技術サービス業」を新設する。
 - ・「飲食店, 宿泊業」を「宿泊業, 飲食サービス業」に変更する。
 - ・「生活関連サービス業, 娯楽業」を新設する。
 - ・「公務（他に分類されないもの）」を「公務（他に分類されるものを除く）」と変更する。
- (15) 卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制））（5－1）
- 「7「6」修了者総数のうち75条の学級修了者の進路状況（再掲）」の「75条の学級」を「特別支援学級」と変更する。
- (16) 卒業後の状況調査票（中等教育学校 前期課程・後期課程（全日制・定時制））（5－3）
- 「11 就職者の産業別就職者数」の産業別分類について変更する。
※変更箇所は、卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）（4－2）と同様。
- (17) 卒業後の状況調査票（特別支援学校 中学部）
- 「3 学校種別」を削除し,「4 設置者別」以降の各調査項目の項目番号を繰り上げる。
 - 「6 進路別卒業生数」,「7「6」の卒業生総数のうち高等学校（本科）等への入学志願者数（再掲）」に,「視覚障害」,「聴覚障害」,「知的障害」,「肢体不自由」,「病弱・身体虚弱」を追加する。
 - 「6 進路別卒業生数」の「左記Fのうち社会福祉施設等入所, 通所者」に,「障害者支援施設等」を追加する。
- (18) 卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）（3－1）
- 「3 学校種別」,「6 学科別」を削除し,以降の各調査項目の項目番号を繰り上

げる。

- 「5 進路別卒業者数」に「主たる障害種別」を追加する。
 - 「5 進路別卒業者数」の「左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者」に、「障害者支援施設等」を追加する。
- (19) 卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）（3－2）
- 「8 就職先の産業別就職者数」, 「9 職業別就職者数」に「主たる障害種別」を追加する。
 - 「8 就職先の産業別就職者数」の産業別分類について変更する。
※変更箇所は、卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）（4－2）と同様。
- (20) 卒業後の状況調査票（特別支援学校 高等部）（3－3）
- 「10 就職先の都道府県別就職者数」に「主たる障害種別」を追加する。
- (21) 卒業後の状況調査票（高等学校 通信制）（3－2）
- 「9 就職先の産業別就職者数」の産業別分類について変更する。
※変更箇所は、卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）（4－2）と同様。

7 利用上の注意

- (1) 本報告書中の構成比は、四捨五入によって算出しているため、合計の数字と内訳が一致しないこともある。
- (2) 本報告書中の記号は、次のとおりとする。

『 - 』	係数が『0』の場合
『0.0』	係数が単位未満の場合
『・・・』	係数出現があり得ない場合、又は調査対象とならなかった場合
『△』	減少の場合
『ポイント』	%と%の差

- (3) 学校保健統計調査の数値は県の集計値であり、文部科学省が発表する数値が確定値となる。

【用語の説明】

<p>〔学校調査〕</p> <p>併置</p> <p>協力校</p> <p>単式学級</p> <p>複式学級</p> <p>特別支援学級</p> <p>負担法</p> <p>休職者</p> <p>長期欠席者</p>	<p>全日制と定時制の両方の課程を設置している学校をいう。</p> <p>高等学校通信教育規定第3条により，通信制を置く高等学校の行う通信教育について協力をする高等学校をいう。</p> <p>1 学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。</p> <p>2 以上の学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。</p> <p>学校教育法第75条第1項各号（知的障害者，肢体不自由者，身体虚弱者，弱視者，難聴者等）に該当する児童・生徒で編成されている学級をいう。</p> <p>「市町村立学校職員給与負担法」をいう。同法第1条において，市町村立小学校・中学校・中等教育学校前期課程及び特別支援学校の校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助教諭・養護助教諭・寄宿舎指導員・講師・学校栄養職員及び事務職員の給料その他の手当等は，都道府県の負担とすることになっている。</p> <p>休職の発令があった者をいう。</p> <p>平成20年3月31日現在の在学者のうち，前年度間（平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間）に連続又は継続して30日以上欠席した児童・生徒をいう。</p> <p>① 病気…本人の心身の故障，けが等</p> <p>② 経済的理由…家計が苦しく教育費が払えない等</p> <p>③ 不登校…心理的，情緒的，身体的あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない，あるいはしたくともできない状況にある者 （学校生活上の影響，あそび・非行，無気力，不安など情緒的混乱，意図的な拒否，及びこれらの複合等）</p> <p>④ その他…上記に該当しない者（親の教育無理解無関心，家族の介護，家事手伝い，外国での長期旅滞在，国内外への旅行，及び欠席理由が2つ以上あり主たる理由を特定できない等）</p>
---	--

〔卒業後の状況調査〕	
高等学校等進学者	中学校，特別支援学校中学部，中等教育学校前期課程の卒業者のうち，高等学校の本科（全日制・定時制及び通信制）及び別科，中等教育学校後期課程の本科及び別科，高等専門学校，及び特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者，及び進学しかつ就職した者をいう。
大学等進学者	高等学校，特別支援学校高等部，中等教育学校後期課程の卒業者のうち，大学（学部），短期大学（本科），大学及び短期大学の通信教育部（正規の課程），放送大学（全科履修生），大学及び短期大学（別科），高等学校（専攻科），及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者，及び進学しかつ就職した者をいう。
専修学校（高等課程）進学者	中学校等卒業者のうち，専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
専修学校（専門課程）進学者	高等学校等卒業者のうち，専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で，通常専門学校と称する）へ進学した者又は進学しかつ就職した者をいう。
専修学校（一般課程）等入学者	専修学校の一般課程又は各種学校（予備校等），高等学校等卒業者においてはそれに加え専修学校高等課程へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
公共職業能力開発施設等入学者	国・都道府県・市町村・雇用促進事業団が職業訓練を行うために設置した施設（職業訓練校・高等職業訓練校・職業訓練短期大学・技能開発センター等）に入学した者をいう。
就職者	中学校等卒業者においては「高等学校等進学者」「専修学校（高等課程）進学者」「専修学校（一般課程）等入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」以外で就職した者をいい，高等学校等卒業者においては「大学等進学者」「専修学校（専門課程）進学者」「専修学校（一般課程）等入学者」「公共職業能力開発施設等入学者」以外で就職したものをいう。 (臨時的な仕事に就いた者を除く)
一時的な仕事に就いた者	アルバイト，パート等，臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。

<p>左記以外の者</p> <p>〔不就学学齢児童生徒調査〕</p> <p>不就学学齢児童生徒</p>	<p>家事手伝いをしている者、外国の学校等に入学した者及び進路が未定であることが明らかな者をいう。</p> <p>学校教育法第22条及び第39条で保護者が就学させなければならない子女のうち、病弱・発育不完全その他やむを得ない理由のため就学困難と認められ、市町村教育委員会によって就学義務を猶予又は免除されている者をいう。</p>
---	--

【専修学校と各種学校の違い】

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
根拠法令	学校教育法第82条の2 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。	学校教育法第83条 学校教育に類する教育を行うもの。
修業年限	1年以上	1年以上。ただし、簡易に修得できる技術、技芸等の課程については3か月以上1年未満とすることができる。
授業時間	1年間にわたり、学科ごとに800時間以上であること。ただし、夜間学科等にあつては、修業年限に応じて450時間以上とすることができる。	1年以上の場合は、1年間にわたり680時間以上、1年未満の場合にあつては、その修業期間に応じて授業時間数を減じて定めるものとする。
入学資格	高等過程は中卒以上。専門課程は高卒以上。一般過程は独自に設定。	過程に応じて独自に設定。
その他	教育を受ける者が常時40人以上	

【本年度の新設・廃止校】

	〔新設〕	〔廃止〕
小学校	登米市立新田小学校	美里町立練牛小学校 登米市立新田第一小学校 登米市立新田第二小学校 登米市立嵯峨立小学校 登米市立鱒淵小学校 南三陸町立荒砥小学校 南三陸町立清水小学校
中学校	大郷町立大郷中学校 古川学園中学校	大郷町立明星中学校 大郷町立大松沢中学校 石巻市立相川中学校
高等学校	宮城県田尻さくら高等学校	宮城県矢本高等学校
幼稚園	登米市立新田幼稚園 三本木子育て支援総合施設ひまわり園	大崎市立三本木幼稚園 登米市立新田第一幼稚園 登米市立新田第二幼稚園 太白すぎのこ幼稚園
専修学校		独立行政法人国立病院機構仙台医療センター附属リハビリテーション学院